

# 環境配慮指針(案)

## 港湾・海岸事業

平成19年3月

大阪府都市整備部

## 1 本指針の目的

平成14年3月に策定された「大阪21世紀の環境総合計画」においては、「府は環境配慮に率先して行動し、施策の隅々まで環境配慮を優先する」という理念に基づき、騒音・振動、大気汚染対策のほか、水循環の回復、自然環境の保全、潤い・安らぎのある空間の創出など、土木事業に関する取組みについての施策方針が定められた。

また、平成15年3月に策定された「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」（府庁エコアクションプラン）においては、大阪府職員の実践する基本行動の一つとして、「公共工事における環境配慮指針の策定」が位置づけられた。

これまでも都市整備事業の実施にあたっては、府民の生活環境の保全に向けた取り組みを行ってきたところであるが、近年、ヒートアイランド現象などの大都市特有の新たな環境問題、自然と共生した潤いのある都市環境の形成、地球環境への負荷の抑制に向けた更なる取組みの必要性が高まっている。

本指針（案）は、これらの状況及び都市整備事業の特性を踏まえ、計画・設計の段階からきめ細かい環境配慮を実施していくため、従来から実施してきた取組みを体系的にまとめるとともに、近年の都市環境問題の状況に対応した新たな取組内容を加え、環境配慮の取組みの原則として取りまとめたもので、都市整備部自らが事業を実施する際の行動指針となるものである。また、Plan・Do・Check・Actionのマネジメントサイクルを実施し、環境配慮に関する取組みをより着実に進めていく。

今後、本指針に基づき、事業を実施することにより、①体系的な環境への配慮、②自己評価による環境への一層の配慮の推進、③関係職員の環境に対する意識の向上を図っていく。

## 2 基本的な事項

### (1) 基本的な考え方

- ①事業を行う上でその特性や目的に支障のない範囲で、維持管理面も考慮し、環境効率性をより高めるように、環境への配慮を行うものとする。

主な配慮内容については以下のとおりである。

○建設リサイクル法の周知徹底を行うとともに再生資材の利用促進に努める。

○建設副産物に関する排出抑制、再使用、再資源化を促進する。

○事業特性の中で行うことができる環境への配慮を推進する。

- ②必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意して環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

○物品等については、大阪府グリーン調達方針の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して調達の目的に支障がない範囲で調達に努める。

○施設整備においてもその目的に支障がない範囲で配慮する。

### (2) 構成

本編（環境配慮の取組みに関する原則）

チェックリスト（環境配慮の実行を確認するためのチェックリスト）

### (3) 対象事業

都市整備部が実施する事業。但し、下記のもの除く。

#### ① 外部に委託している事業

- ・（財）大阪府公園協会、大阪府公園・都市緑化協会等外部団体に一括して委託する維持管理業務等府が直接的に環境配慮を行うことが困難な事業
- ・ 建築施工監理委託
- ・ 電気設備等保安点検委託
- ・ 市町村や鉄道会社等に委託する事業

#### ② 現況調査や事業効果検証等、業務そのものが環境に影響を及ぼさない事業（測量、交通量調査、水質調査、費用対効果分析業務等）

### (4) 環境配慮の時期

計画・設計段階及び工事段階

## (5) 運用方法

事業担当課所は事業ごとにチェックリストを作成。所内事業推進会議、設計審査会等を活用し、環境配慮の取組状況を確認し、必要に応じて環境配慮の取組の改善を図る。

### ① チェックリストの運用

#### ◆確認時期

- 基本計画：委託業務完了時
- 詳細設計： //
- 発注前：工事発注時
- 完成後：工事完成後

#### ◆記入及びとりまとめ

- 各確認時期において、建設CALS「公共工事執行管理支援サブシステム」により入力する。
- 工事発注時は設計書に添付し、設計書決裁の後、各担当Gで保管する。
- 委託業務、工事完成時は、担当Gでチェックリストに記入の上、検査書類に添付し、事務所に保管する。

### ② PDCAサイクル

(ア)本指針の実効性を高め、効果的な運用を図るため、各事務所においては、所内事業推進会議、設計審査会等を活用し、環境配慮の取組状況を確認し、必要に応じて環境配慮の取組の改善を図る。

(イ)また、各事務所及び事業室課局メンバーより構成されるワーキンググループにより、指針本編及びチェックリストの運用改善も行っていくこととする。

### 3 環境配慮事項

環境配慮の取組みとして、具体的には施策分野ごとに以下の内容に取り組んでいく。

#### 計画・設計段階

##### (1) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を検討する。

大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を検討する。

大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の調達を検討する。

リサイクル製品(上記以外)の利用を検討する。

##### (2) ヒートアイランド対策

都市部における自然面(植生、水、土)の確保を検討する。

建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等を検討する。

港湾部においては、港湾計画や運営管理状況を考慮し、また、海岸部においては、海岸管理や周辺状況を考慮し、環境改善を念頭においた緑化を検討する。

##### (3) 大気環境の保全

植栽計画においては、大気浄化機能の高い樹種を検討する。

##### (4) 水環境の保全

工事周辺海域への水環境に配慮した設計・施工を検討する。

##### (5) 騒音・振動の防止

騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定を検討する。

振動の影響が懸念される箇所においては振動対策の実施を検討する。

##### (6) 有害化学物質による環境リスクの低減・管理

ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施を検討する。

##### (7) 生物多様性の確保

貴重な動植物の保全について検討する。

植生等の生態系の保全への影響を少なくするよう検討する。

##### (8) 自然環境の保全・回復・創出

自然環境との調和について検討する。

自然環境の回復として整備する事業については、その環境回復機能が十分発揮出来るように検討する。

自然環境が残されている箇所では、事業目的を踏まえ、可能な範囲で自然環境

への保全を念頭に工法を検討する。

(9)自然とのふれあいの場の活用

□海岸事業や、港湾環境整備事業においては、府民が水辺で憩え、親しまれる空間としての利用環境整備を検討する。

□海浜や臨海部への利用性の向上を踏まえた整備を検討する。

(10)美しい景観の形成

□周辺景観に配慮した構造物の設計や材料の使用を検討する。

(11)歴史的、文化的環境の形成

□法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存について検討する。

**工事段階**

(1)廃棄物の減量化・リサイクルの推進

□大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化を行う。

□大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用を行う。

□大阪府グリーン調達方針に基づく品目や大阪府認定リサイクル製品の利用の推進に努める。

□リサイクル製品(上記以外)の利用に努める。

(2)ヒートアイランド対策

□都市部における自然面(植生、水、土)の確保に努める。

□建物や構造物の屋上・壁面緑化や反射率の改善等に努める。

□港湾部では、港湾計画や港湾利用に支障の無い範囲で港湾緑化に努める。また、海岸部においても、海岸管理や周辺状況を検討した上で緑化に努める。

(3)廃棄物の適正処理

□廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)を遵守する。(マニフェスト等)

□建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守する。

(4)大気環境の保全

□排出ガス対策型建設機械を使用する。

□建設機械等のアイドルング・ストップに努める。

(5)水環境の保全

□工事周辺の水環境に配慮した施工方法に努める。

□浚渫工事など海底を掘削する場合、周辺海域への汚濁拡散防止対策に努める。

(6) 騒音・振動の防止

- 騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法を選定に努める。
- 低騒音型建設機械・低振動型建設機械を使用する。
- 必要に応じ、仮囲い・防音シートの設置などの対策を行う。
- 振動の影響が懸念される箇所においては振動対策を実施する。

(7) 有害化学物質による環境リスクの低減、管理

- ダイオキシン類等による底質汚染が想定される水域で工事を行う場合は、必要な環境対策の実施する。

(8) 生物多様性の確保

- 貴重な動植物の保全に努める。
- 植生等の生態系への影響を少なくするよう努める。

(9) 自然環境の保全・回復・創出

- 自然環境との調和に努める。
- 事業目的や地域の状況に応じ、自然環境に配慮した施工に努める。

(10) 美しい景観の形成

- 周辺景観に配慮した構造物の施工や材料の使用などに努める。

(11) 歴史的、文化的環境の形成

- 法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産を保存する。

◆港湾海岸事業チェックリスト

業務名	＜案件名称＞				事務所名	＜執行機関(所属)＞		
港名	＜路線管路施設名＞		地区		内容			
種別	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約番号	対象外		<input type="checkbox"/>
年度	◇基本計画:平成 年		◇詳細設計:平成 年		◇発注前(積算):平成 年		◇完成後(竣工):平成 年	

取組み分野	区分	個別配慮事項	基本計画	詳細設計	発注前	完成後	具体的内容	事例
廃棄物の減量化・リサイクルの推進	共通	大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設副産物(建設発生土以外)の排出抑制や再資源化	⇒	⇒				
	共通	大阪府建設リサイクル推進計画に基づき、建設発生土の発生抑制や有効利用	⇒					
	共通	府におけるグリーン購入や認定リサイクル製品の調達	⇒					
	共通	リサイクル製品(上記以外)の利用	⇒					
廃棄物の適正処理	共通	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)の遵守(マニフェスト等)	⇒	⇒	⇒		記入不要	
	共通	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)を遵守	⇒	⇒	⇒		記入不要	
ヒートアイランド対策	共通	都市における自然面(植生、水、土)の確保、建物・建造物の屋上・壁面緑化、反射率の改善等	⇒					
	港湾	港湾計画や運営管理状況・周辺状況を考慮して緑化推進						
大気環境の保全	共通	排出ガス対策型建設機械の使用	⇒	⇒			記入不要	
	共通	建設機械等のアイドリング・ストップを励行	⇒	⇒			記入不要	
	港湾	可能な限り、大気浄化機能の高い樹種の選択	⇒					
騒音・振動の防止	共通	騒音・振動の影響を考慮し、環境影響の小さい工法の選定	⇒					
	共通	低騒音型建設機械・低振動型建設機械の使用	⇒	⇒			記入不要	
水環境の保全	港湾	周辺海域への汚濁拡散防止対策	⇒	⇒				
有害化学物質による環境リスクの低減・管理	港湾	底質の汚染が想定される箇所での浚渫等の土砂搬出を伴う工事を行う場合の必要な調査の実施	⇒	⇒			記入不要	
生物多様性の確保	共通	貴重な動植物の保全						
	共通	生態系への悪影響の緩和						
自然とのふれあいの場の活用	港湾	親水性を考慮した護岸等の港湾施設の整備						
美しい景観の形成	共通	周辺景観に配慮した施設整備						
歴史的、文化的環境の形成	共通	法令に基づき、国、府指定文化財をはじめ、歴史的、文化的遺産の保存	⇒				記入不要	



